

## ウクライナ問題の本質を考える

新藤 通弘 （中南米研究者）

ロシアのウクライナ侵攻 2 周年目の 2 月 24 日に、長野県上田市で開かれた「日本の真ん中から志位さんと希望を語るわくわく懇談会 IN 信州」で、志位氏は、イスラエルのパレスチナ自治区ガザ攻撃と違い、ロシアがあれだけ侵略している状況のなかで「即時停戦」を主張するわけにはいかないと指摘。「『国連憲章守れ』の一点で、全世界がロシアの蛮行を包囲することが必要」「戦争を終わらせるには世界が団結することです」と語りました。（発言全文は 153 号に掲載）。

しかし、言われているように、世界中の世論を団結させて、アメリカも日本も改めさせるとなると、ものすごく時間がかかりそうです。撤退は、いつのことになるでしょうか。その間に双方の死者がどんどん出てきますね。議論の大前提にしたいのは、民間人を除き、ウクライナ発表でこの 2 年間でウクライナ軍 31,000 人（一日約 40 人）、ロシア軍が 31 万人は誇張としても 5 万人（一日約 63 人）、1 日 100 人余が死亡していることです。現在実現性もない、即時撤退といって 6 か月もたてば、1 万 8,000 人近くが死亡するのです。ガザでも一日 100 人強死亡しています。人の命を最も大切に置くのが共産党の主張なら、まずは、即時停戦し、人命を救うことでないでしょうか。

長野懇談会の論点は、これまで共産党が主張してきたことと変わりありませんが（森原公敏『前衛 2022 年 5 月号』、志位和夫『ウクライナ侵略と日本共産党の安全保障論』、小林俊哉『前衛 2022 年 8 月号』、緒方靖夫『経済 2023 年 8 月号』、緒方靖夫『前衛 2023 年 9 月号』）、次のような、いくつかの問題点を感じます。

歴史上、戦争のさなかにおいて、一方が即時撤退して戦争が終わった例があったでしょうか。撤退作戦は難しく、撤退時、相手は追撃してきます。そこで多くの犠牲がでます。撤退は、実際的ではないのです。

「停戦は、現在の侵略で奪った領土を認める」と考えるのは大きな論理の飛躍ではないでしょうか。停戦は、撃ち方やめです。そこで双方の撤退の条件、今後の停戦継続の条件、戦争が起きた原因などが話し合われます。

上記の一連の論点の中では、一貫して、これまでの経緯として、ウクライナとロシアが、欧州安全保障協力機構 OSCE の援助のもとで、ドンバス戦争即時停戦を合意した、ミンスク合意 及び が全くか、少ししか考慮されていません。「どっちもどっちの立場はとらない」というスタンスからきているものではないでしょうか。

国連憲章を守るかどうかの問題としても、国連憲章のどの点での問題か、明確にされていませんし、国連憲章の全体を検討していません。

しかし、このような大きな双方に多大な犠牲を強いる長期にわたる「戦争の行為の選択には、双方に言い分があるのが一般的であり、ウクライナ側だけでなく、ロシア側の言い分にも耳を傾ける必要がある（油井大三郎『歴史学研究 2023 年 6 月号』）」というのは、ごく当然の指摘でしょう。以下、長野懇談会の論点に沿って検討してみましょう。

## 即時撤退を求める

歴史上、戦争において、一方が即時撤退して戦争が終わった例があったでしょうか。撤退作戦は戦争において非常に難しい課題の一つです。撤退作戦は、敵の攻撃から部隊や資源を安全に離脱させる必要があります。適切な戦術的配置と計画が必要であり、それには戦場の地形や敵の配置、自軍の能力などを考慮する必要があります。撤退中は混乱が生じやすく、指揮統制を維持することが非常に難しいです。敵は撤退を妨害するためにさまざまな手段を講じます。包囲、攻撃、遮断などの戦術を用いて、撤退する部隊を攻撃し、動きを封じようとします。

2015 年 2 月 12 日に欧州安全保障協力機構 OSCE の監督のもと、フランスとドイツの仲介で、ウクライナとロシアが署名したミンスク合意 II では、合意

13 項目中、まず最初に、ウクライナのドネツクおよびルハンスク地域の一部地域における即時かつ包括的な停戦がうたわれています。即時撤退ではないのです。その後撤退の条件が述べられています。ウクライナ軍の反転攻勢が失敗し、ロシア軍が優位に軍事行動を進めている最近の状況の中では、第三国が、和平を仲介するとしても、ロシア軍の即時撤退を求めるのは、即時停戦を求めることよりも、かなりハードルが高いのではないのでしょうか。

しんぶん「赤旗」にもしばしば登場する政治学者の瀧澤厚氏は、「ロシアのウクライナ侵略に始まるロシア・ウクライナ戦争は、戦線が膠着し泥沼化しつつある。ドローンをはじめ先端科学兵器による死傷者は兵士・市民共に急速に増大している。今こそ戦争の即時停止と和平交渉の開始を求めたい」と近著で述べています（瀧澤厚『ウクライナ停戦と私たち ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障』（緑風出版、2014））。いずれにしても、現在の戦争は、膨大な犠牲を生んでおり、人道的観点からも即時撤退が必要でしょう。

### **「停戦は、現在の侵略で奪った領土を認める」ことになるのでしょうか。**

ウクライナ・ロシアの停戦の条件を話し合ったミンスク II 合意では、停戦後の措置を詳細に決めています。それゆえ、ミンスク II 合意は、国連安全保障理事会決議 2202 によって全会一致で支持されたのです。合意では、停戦後、内戦前の領域をウクライナ政府が完全に復活すること、同時にドネツク、ルハンスク 2 州に外交権を含む「特別な地位」を与え、高度の自治権を与えることが述べられています。ミンスク II 合意の精神からは、直ちに「現在の侵略で奪った領土を認める」ことには、ならないのです。ミンスク合意は、ウクライナ政府は、ドイツと歩を合わせて、真摯に履行する気持ちはなく、メルケルが 2022 年に『シュピーゲル』誌とのインタビューで告白したように、ウクライナの軍事力強化のための時間稼ぎのものだったのです。ウクライナ政府は、ドネツク、ルハンスク 2 州への攻撃を継続し、結局ミンスク合意 II は、実行されませんでした。

ミンスク合意 II について、緒方靖夫氏は、「ミンスク合意は今後の解決の過程で取り上げられることになるでしょう」と述べています（経済 2022 年 8 月号）。また、緒方氏は、戦争の原因を「大本には、『互いに敵視しない』を

確認しながら、実際には、NATO もロシアも、それぞれの相手を仮想的とし、核兵器を含めた軍事抑止力の強化に依存してきたことにあります。OSCE はぎりぎりまでミンスク合意を基に交渉を重ねましたが、結局、政治外交による解決は破綻して戦争に至りました。その失敗の責任は NATO、ロシアの双方にあります」（同上書）と指摘していますが、これは、いわゆる「どっちもどっち論を婉曲に否定するものです。その後共産党の見解では、両者とも奇妙なことに、まったく取り上げられなくなっています。

ロシア史研究者の松里公孝教授は、即時停戦論者ですが、「今の戦線を前提にした停戦論に対しては、『ロシアの侵略を追認するのか』という正義論からの批判がなされている。これは、停戦協定と和平条約を混同した議論である。長期的な平和のためには正義論が必要だが、停戦は、『これ以上戦えない』と交戦国の少なくとも片方が判断することになってなされるのである」と問題点を的確に指摘しています（世界 2024 年 1 月号）。

## **国連憲章を守るかどうか問題にしても、国連憲章のどの点での問題なのでしょうか。**

2022 年 2 月のロシアのウクライナ侵攻は、確かに国連憲章第 2 条第 3 項「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」に違反します。また、ウクライナ侵攻は、ウクライナの自決権を侵害しており、第 1 条第 2 項「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」にも違反します。

しかし、ロシアのウクライナ戦争は、ウクライナとロシアの国家間の紛争ですが、根本の原因は、2014 年のウクライナ内において、民族自決権を求めて蜂起したドンバス地方のロシア語系住民の反政府武装組織とウクライナ政府との内戦です（伊勢崎賢治『即時停戦』、社会評論社）。ウクライナ政府は、2014 年 4 月に独立宣言し、住民投票でも支持を得た、ドンバスのドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国を抑圧し、攻撃しました。これは、ウクライナ政府によるドンバス地方のロシア語系住民の反政府武装組織の自決権の侵害でした。国連憲章第 1 条第 2 項「人民の同権及び自決の原則の尊重」に違反す

るものです。また、この2カ国を独立国家と認めない立場からでも、非自治地域の住民の自決権を尊重しなければなりません。国連憲章第73条に違反します。国連憲章第73条は、こう述べています。

「人民がまだ完全に自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務並びにそのために次のことを行う義務を神聖な信託として受託する」。

ウクライナ戦争においては、ロシア、ウクライナ双方が、民族自決権の尊重という点において、国連憲章に違反しているのです。

## 問題の根本的解決の道

ウクライナ戦争の根本的解決のためには、すべての利害関係者が、国連憲章のすべての条文を厳格に解釈して、履行することです。そして、そこからくる帰結は、ミンスク合意 II のような、外交権も含む高度の自治をドネツク州、ルガンスク州に与えること、いかなる国もウクライナ、ドンバス地方のロシア語系住民に武器を供給しないこと、ウクライナが軍事同盟の NATO に加盟せず、国際政治で中立的立場を確立することでしょう。即時停戦をすれば、すべての利害関係者が冷静に話し合う信頼醸成の条件が可能となるでしょう。

パレスチナ問題との対比でいえば、ガザで毎日数百名が殺害されている現状では、それを避けるためには、志位さんは、イスラエル軍の即時撤退を主張すべきでしょう。しかし、イスラエルは、その主張に聞く耳を持たないでしょう。ですから、世界の圧倒的世論は、現実的な即時停戦を呼びかけているのです。まずは、停戦して、撤退の条件、恒久的な解決策を話し合う必要があるのです。この場合、停戦することによって、イスラエルが占領した領土を認めることは、世界の圧倒的世論が許さないでしょう。ウクライナではロシアの即時撤退を主張し、ガザではイスラエルの即時撤退を主張せず、停戦を主張するのは、逆の意味のダブルスタンダードではないでしょうか。筆者は、ウクライナ戦争も、ガザの紛争も、人命を尊重して、民族自決権を基礎に、即時停戦により、解決に向かうことができると考えています。

(2024年3月16日 新藤通弘)